○経済産業省令第六十三号

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣　齋藤　健

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

（鉱業法施行規則の一部改正）

第一条　鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（公示の方法）	（公示の方法）
第三条　法第百四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行う。	**第三条**　法第百四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示することによつて行う。
（探査の結果の報告）	（探査の結果の報告）
第四十四条の十四　法第百条の十一に規定する報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ（探査において得られた地質構造等の調査の結果（解析結果も含む。）及びその記録）を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を添えて行うこととする。	**第四十四条の十四**　法第百条の十一に規定する報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ（探査において得られた地質構造等の調査の結果（解析結果も含む。）及びその記録）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを添えて行うこととする。
一・二　［略］	一・二　［略］
［削る］	（フレキシブルディスクによる手続）
	第五十八条の二　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［削る］

第二十六条の二第一項の申請書	様式第三十一
第二十六条の二第二項の申請書	様式第三十二
第二十六条の二第三項の届書	様式第三十二の二
第二十七条の三の届書	様式第三十三
第二十七条の四（第三十三条において準用する場合を含む。）の届書	様式第三十四

2　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一　法第二十五条第一項の意見書及び同条第二項の書面（法第三十条第二項、法第三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項及び法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）

二　法第二十六条（法第三十条第二項、法第三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項、法第四十五条第三項及び法第八十七条において準用する場合を含む。）の設計書

三　第十一条第一項（第二十二条の六、第二十六条において準用する場合を含む。）の届書

四　第三十四条（第三十六条において準用する場合を含む。）の申請書

五　法第百一条第二項の意見書

六　第四十一条第二項の申請書

七　第四十三条の申請書

八　第五十七条第一項の申請書及び理由書